

綾川町緊急学生支援金(第3弾)のご案内

綾川町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金などに困窮している県外（緊急事態宣言発令対象地）の学校へ進学している学生に対し、生活支援金を支給いたします。

1. 支給対象となる方

以下の条件をすべて満たしている方

- ・ 本人又はその家族が綾川町に住所を有している。
- ・ 令和3年4月25日に緊急事態宣言が発令された4都府県の学校に在学している。
（東京、大阪、京都、兵庫）もしくは
令和3年5月12日に緊急事態宣言が発令された2県の学校に在学している。
（愛知、福岡）
令和3年5月16日に緊急事態宣言が発令された3県の学校に在学している。
（北海道、岡山、広島）
- ・ 緊急事態宣言発令時において、綾川町育英資金以外の奨学金等を借入れしている。

2. 支給額

	1月あたり支給額	支給期間
大学 ※短期大学、大学院含む	30,000円	緊急事態宣言が発令された日の属する月から解除された日の属する月の翌月までの期間 （東京・大阪・京都・兵庫は4～6月の3か月間） （愛知・福岡・北海道・岡山・広島は5～6月の2か月間）
高等学校	20,000円	
専門学校		

3. 申請方法

(1) 申請期間 令和3年5月18日（火）～令和3年11月30日（火）

(2) 提出書類 ① 申請書

※町ホームページよりダウンロードできます。

② 在学を確認できる書類（学生証のコピー等）

③ 綾川町育英資金以外の奨学金等を借り入れしていることが確認できるもの
（奨学金貸与証明書、借入れ契約書等の写し）

※前回、綾川町緊急学生支援金の申請をされた方は、③の提出は不要です。

(3) 提出先 〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町教育委員会 学校教育課

郵送又は持参にて申請書等を提出してください。

4. 支給方法

提出していただいた口座へ振り込みます。

申請書が事務局到達後、約2～3週間以内に振込を予定しています。

【問い合わせ先】

綾川町教育委員会 学校教育課

Tel : 087-876-1180